

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
3	1 計画の目的 (1) 世界文化自由都市，レジリエンス，「生活者を基点に，参加と協働で <u>地域主権時代</u>を切り拓く」との「はばたけ未来へ！<u>京（みやこ）プラン</u>」における都市経営の理念，SDGsの達成などを踏まえ，ウイズコロナ社会，アフターコロナ社会においても，地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守るとともに，災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう，災害に強い安心・安全なまちづくりを，市民や事業者，地域団体等と連携・協力しながら進めていく。	1 計画の目的 (1) 世界文化自由都市，レジリエンス，「生活者を基点に，参加と協働で <u>未来</u>を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ <u>京（みやこ）プラン2025</u>」における都市経営の理念，SDGsの達成などを踏まえ，ウイズコロナ社会，アフターコロナ社会においても，地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守るとともに，災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう，災害に強い安心・安全なまちづくりを，市民や事業者，地域団体等と連携・協力しながら進めていく。	京プラン 2025 策定による修正				
6	第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱 1 京都市 <table><tr><td>京都市</td><td>(略) (7) 地震による被害の調査報告と災害広報 (8) <u>避難の勧告又は指示</u> (9) 災害の防除と拡大の防止 (略)</td></tr></table>	京都市	(略) (7) 地震による被害の調査報告と災害広報 (8) <u>避難の勧告又は指示</u> (9) 災害の防除と拡大の防止 (略)	第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱 1 京都市 <table><tr><td>京都市</td><td>(略) (7) 地震による被害の調査報告と災害広報 (8) <u>避難情報の発令</u> (9) 災害の防除と拡大の防止 (略)</td></tr></table>	京都市	(略) (7) 地震による被害の調査報告と災害広報 (8) <u>避難情報の発令</u> (9) 災害の防除と拡大の防止 (略)	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報 の変更による修正
京都市	(略) (7) 地震による被害の調査報告と災害広報 (8) <u>避難の勧告又は指示</u> (9) 災害の防除と拡大の防止 (略)						
京都市	(略) (7) 地震による被害の調査報告と災害広報 (8) <u>避難情報の発令</u> (9) 災害の防除と拡大の防止 (略)						

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1 - 3

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
7	第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱 2 指定地方行政機関 <table><tr><td>京都 地方気象台</td><td> (1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報の発表及び通知</u> (3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供（追記）</u> </td></tr></table>	京都 地方気象台	(1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報の発表及び通知</u> (3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供（追記）</u>	第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱 2 指定地方行政機関 <table><tr><td>京都 地方気象台</td><td> (1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> </td></tr></table>	京都 地方気象台	(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>	取組の大綱の修正
京都 地方気象台	(1) <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> (2) <u>津波予報の発表及び通知</u> (3) <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> (4) <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供（追記）</u>						
京都 地方気象台	(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>京都市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>						
12	(ア) 冬（12月～2月） 平野部では太平洋側気候の特性が顕著となり、期間降水量は平年<u>約165mm</u>と少なく、空気が乾燥して火災の危険が大きくなる。 （略） (イ) 春（3月～5月） この期間の京都の平年降水量は<u>約390mm</u>である。 （略）	(ア) 冬 12月～2月） 平野部では太平洋側気候の特性が顕著となり、期間降水量は平年<u>176.0mm</u>と少なく、空気が乾燥して火災の危険が大きくなる。 （略） (イ) 春（3月～5月） この期間の京都の平年降水量は <u>374.6mm</u> である。 （略）	時点修正				

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
12	(ウ) 夏（６月～８月） 水害の最も多い季節である。ほとんどは梅雨前線の活発化に起因する。台風の接近が梅雨前線を刺激することも多い。近畿地方の梅雨入りの平年値は６月 <u>７日</u> 頃，梅雨明けは７月 <u>21日</u> 頃である。 梅雨末期には局地的大雨になりやすい。平年の梅雨の期間に相当する６～７月の月降水量合計値は<u>約 434mm</u>，梅雨期から９月にかけて，京都市とその周辺では雷による被害が多く，古文書にも多く記録されている。	(ウ) 夏（６月～８月） 水害の最も多い季節である。ほとんどは梅雨前線の活発化に起因する。台風の接近が梅雨前線を刺激することも多い。近畿地方の梅雨入りの平年値は６月 <u>6日</u> 頃，梅雨明けは７月 <u>19日</u> 頃である。 梅雨末期には局地的大雨になりやすい。平年の梅雨の期間に相当する６～７月の月降水量合計値は <u>423.3mm</u>，梅雨期から９月にかけて，京都市とその周辺では雷による被害が多く，古文書にも多く記録されている。	時点修正
12	(エ) 秋（９月～11月） 台風の接近は８月及び９月が多く，本邦付近に秋雨前線が停滞しがちで，台風が接近し前線を刺激して大雨を降らせ大きな災害につながった例は多い。９月の平年降水量は<u>約 176mm</u> と７月及び６月に次いで多いが，冬が近づくにつれて降水量は目立って少なくなる。	(エ) 秋（９月～11月） 台風の接近は８月及び９月が多く，本邦付近に秋雨前線が停滞しがちで，台風が接近し前線を刺激して大雨を降らせ大きな災害につながった例は多い。９月の平年降水量は <u>178.5mm</u> と７月及び６月に次いで多いが，冬が近づくにつれて降水量は目立って少なくなる。	時点修正
12	イ 風の特徴 京都市は風の弱い地域である。 平均風速 10m/秒以上の平年日数はわずかに <u>0.4日</u> で，舞鶴の <u>16.8日</u> に比べて，目立って少ない。	イ 風の特徴 京都市は風の弱い地域である。 平均風速 10m/秒以上の平年日数はわずかに <u>0.8日</u> で，舞鶴の <u>19.6日</u> に比べて，目立って少ない。	時点修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1－3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
13	2 社会的特性 (略) (3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており，災害に対する文化財保護への対応は，京都市にとって重要な課題である。<u>平成30</u>年4月1日現在，市内の重要文化財は<u>1,879</u>件であり，行政区別では右京区が，最も多くを占めている。また，重要文化財のうち国宝に指定されているものは<u>212</u>件である。また，京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	2 社会的特性 (略) (3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており，災害に対する文化財保護への対応は，京都市にとって重要な課題である。<u>令和3</u>年4月1日現在，市内の重要文化財は<u>1,889</u>件であり，行政区別では右京区が，最も多くを占めている。また，重要文化財のうち国宝に指定されているものは<u>216</u>件である。また，京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	時点修正
13	エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として，観光客による人口の増加がある。観光客の多くは，市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ，適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また，昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に，「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は 5,352 万人で一日平均すると約 15 万人となり，そのうち約 25%が市内への宿泊客である。	エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として，観光客による人口の増加がある。観光客の多くは，市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ，適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また，昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に，「帰宅困難」となる可能性が高い。令和元年中に京都市を訪れた観光客は 5,352 万人で一日平均すると約 15 万人となり，そのうち約 25%が市内への宿泊客である。<u>(※なお，令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により，観光客数の調査は行っていない。)</u>	時点修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防1-3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
32	5 市民への情報提供体制の整備 (1) <u>（追記）</u> 防災ポータルサイト <u>（京都市防災危機管理情報館）</u>（行財政局防災危機管理室）	5 市民への情報提供体制の整備 (1) <u>京都市</u> 防災ポータルサイト <u>（削除）</u>（行財政局防災危機管理室）	京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正
33	(2) 下水道管路台帳の整備，保管（上下水道局下水道部管理課） ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを <u>（追記）</u> きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備	(2) 下水道管路台帳の整備，保管（上下水道局下水道部管理課） ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを <u>上下水道局本庁舎</u>，きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備	担当の修正
34	5 道路情報提供装置の整備 ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和<u>元</u>年度：一般国道162号ほか<u>15</u>路線）	5 道路情報提供装置の整備 ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（令和<u>2</u>年度：一般国道162号ほか<u>11</u>路線）	時点修正
35	1 ため池，排水機等の整備，維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課） ア 管理責任者への指導 京都市内総数 112 箇所のため池のうち，防災重点 <u>（追記）</u> ため池に選定されているものが <u>25</u> 箇所ある。<u>（追記）</u> 市内のため池については，①関係耕地の減少に伴い，平素の維持管理等が不良となる傾向があること，②ため池付近も都市化され，住宅，人口が増加している等を踏まえ，次の事項を行うよう指導し，梅雨期や台風期には	1 ため池，排水機等の整備，維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課） ア 管理責任者への指導 京都市内総数 112 箇所のため池のうち，防災重点 <u>農業用</u> ため池に選定されているものが <u>24</u> 箇所ある <u>（うち2箇所は，受益地が市外にあるため，市外農家団体等に対応）</u>。市内のため池については，①関係耕地の減少に伴い，平素の維持管理等が不良となる傾向があること，②ため池付近も都市化され，住宅，人口が増加している等を踏まえ，次の事項を行うよう指導し，梅雨期や台風期には各管理責任	防災重点ため池の名称変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	各管理責任者に注意を促すとともに、緊急時に迅速な措置が講じられるように連絡体制を確立する。 (ア) <u>余</u>水吐の整備，堤体の補強 (イ) 用水に支障のない程度で貯水を減水 (ウ) ため池に流入するおそれのある物件の処理	者に注意を促すとともに、緊急時に迅速な措置が講じられるように連絡体制を確立する。 (ア) <u>洪</u>水吐の整備，堤体の補強 (イ) 用水に支障のない程度で貯水を減水 (ウ) ため池に流入するおそれのある物件の処理	
35	(3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道 <u>(追記)</u> 路線数 181路線 延 長 286km イ 作業道・作業路 <u>(追記)</u> 路線数 <u>888</u>路線 延 長 <u>353</u>km	(3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道 <u>(令和元年度末現在)</u> 路線数 181路線 延 長 286km イ 作業道・作業路 <u>(令和元年度末現在)</u> 路線数 <u>959</u>路線 延 長 <u>405</u>km	時点更新
35	※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局） ○ 市内総数 112 箇所のため池については，パトロールを実施し，危険箇所の点検を行う。また，防災重点 <u>(追記)</u> ため池に選定されている <u>25</u> 箇所 <u>(追記)</u> については，改修や補強等を管理者等に指導する。 さらに，防災重点 <u>(追記)</u> ため池については，緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するよう管理者等に指導する。	※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局） ○ 市内総数 112 箇所のため池については，パトロールを実施し，危険箇所の点検を行う。また，防災重点<u>農業用</u>ため池に選定されている <u>24</u> 箇所 <u>のうち受益地が市外にある 2 箇所を除く 22 箇所</u>については，改修や補強等を管理者等に指導する。 さらに，防災重点<u>農業用</u>ため池については，緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するよう管理者等に指導する。	名称の変更及び選定数の時点修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 １－ ３

頁	現 行				修 正 案				修正理由
36	○防災重点 <u>(追記)</u> ため池一覧 (25箇所)				○防災重点 <u>農業用</u> ため池一覧 (24箇所)				時点修正
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	
	小池	北区上賀茂本山	薬師谷池	西京区大原野灰方町	小池	北区上賀茂本山	薬師谷池	西京区大原野灰方町	
	権土池	左京区岩倉上蔵町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	権土池	左京区岩倉上蔵町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	
	飛弾池	左京区岩倉長谷町	米谷池	西京区大原野南春日町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	米谷池	西京区大原野南春日町	
	とどき池	左京区岩倉花園町	千原池	西京区大原野南春日町	とどき池	左京区岩倉花園町	千原池	西京区大原野南春日町	
	大沢池	右京区嵯峨大沢町	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	
	広沢池	右京区嵯峨広沢町	宮池	西京区大原野南春日町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	宮池	西京区大原野南春日町	
	西ヶ谷池 <u>(追記)</u>	右京区嵯峨越畑桃原	<u>奥ノ新池</u>	<u>伏見区日野谷寺町</u>	西ヶ谷池 <u>(※)</u>	右京区嵯峨越畑桃原	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	桃原池 <u>(追記)</u>	右京区嵯峨嵯原西桃原			桃原池 <u>(※)</u>	右京区嵯峨嵯原西桃原			
	奥野池	右京区京北漆谷町谷北			奥野池	右京区京北漆谷町谷北			
					<u>(※) 受益地が市外にあるため、市外農家団体等に対応。</u>				

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
40	（林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき京都府が <u>指定</u> した山地災害危険地区）	（林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき京都府が <u>判定</u> した山地災害危険地区）	字句修正
41	7 土砂災害警戒情報，<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>，<u>土砂災害危険度レベル情報</u> (1) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に，<u>大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき</u>，災害対策本部が<u>[警戒レベル３]避難準備・高齢者等避難開始</u>，<u>[警戒レベル４]避難勧告</u>，<u>[警戒レベル４]避難指示（緊急）</u>，<u>（以下本章において「避難勧告等」という）</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，京都府と京都地方気象台から共同で，対象となる行政区を特定して発表される防災情報で，降雨から予測可能な土砂災害のうち，<u>避難勧告等</u>の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 京都府から京都市に伝達されるとともに，報道機関を通じて市民へも伝達される。 京都市は伝達された土砂災害警戒情報を，関係各局区，関係自主防災組織，警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。 <u>（追記）</u>	7 土砂災害警戒情報，<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>，<u>（削除）</u> (1) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後，<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u>災害対策本部が<u>（削除）</u> [警戒レベル４]避難指示 <u>（削除）</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう，京都府と京都地方気象台から共同で，対象となる行政区を特定して発表される防災情報で，降雨から予測可能な土砂災害のうち，<u>避難情報の発令等</u>の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 京都府から京都市に伝達されるとともに，報道機関を通じて市民へも伝達される。 京都市は伝達された土砂災害警戒情報を，関係各局区，関係自主防災組織，警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達する。 <u>市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</u>	気象庁による土砂キキクルの運用開始及び災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
41	(2) <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて，<u>(追記)</u> 1 0 分ごとに更新され，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる情報である。	(2) <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて，<u>常時</u> 1 0 分ごとに更新され，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，<u>危険度が高まっている場所</u>を面的に確認することができる情報である。	気象庁による土砂キキクルの運用開始による修正																								
41	(警戒レベル) <table><tr><td>警戒レベル 4相当情報</td><td>極めて危険 (濃い紫色)</td><td>現状で基準超過</td></tr><tr><td>警戒レベル 3相当情報</td><td>非常に危険 (うす紫色)</td><td>2時間先までに基準超過見込み</td></tr><tr><td>警戒レベル 2相当情報</td><td>警戒 (赤色)</td><td>2時間先までに大雨警報発表基準超過見込み</td></tr><tr><td>警戒レベル 1相当情報</td><td>注意 (黄色)</td><td>2時間先までに大雨注意報発表基準超過見込み</td></tr></table>	警戒レベル 4相当情報	極めて危険 (濃い紫色)	現状で基準超過	警戒レベル 3相当情報	非常に危険 (うす紫色)	2時間先までに基準超過見込み	警戒レベル 2相当情報	警戒 (赤色)	2時間先までに大雨警報発表基準超過見込み	警戒レベル 1相当情報	注意 (黄色)	2時間先までに大雨注意報発表基準超過見込み	(警戒レベル) <table><tr><td>警戒レベル 4相当情報</td><td>極めて危険 (濃い紫色)</td><td><u>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合</u></td></tr><tr><td>警戒レベル 3相当情報</td><td>非常に危険 (うす紫色)</td><td><u>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合</u></td></tr><tr><td>警戒レベル 2相当情報</td><td>警戒 (赤色)</td><td><u>2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合</u></td></tr><tr><td>警戒レベル 1相当情報</td><td>注意 (黄色)</td><td><u>2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合</u></td></tr></table>	警戒レベル 4相当情報	極めて危険 (濃い紫色)	<u>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合</u>	警戒レベル 3相当情報	非常に危険 (うす紫色)	<u>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合</u>	警戒レベル 2相当情報	警戒 (赤色)	<u>2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合</u>	警戒レベル 1相当情報	注意 (黄色)	<u>2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合</u>	大雨警報（土砂災害）危険度分布の判定基準の変更による修正
警戒レベル 4相当情報	極めて危険 (濃い紫色)	現状で基準超過																									
警戒レベル 3相当情報	非常に危険 (うす紫色)	2時間先までに基準超過見込み																									
警戒レベル 2相当情報	警戒 (赤色)	2時間先までに大雨警報発表基準超過見込み																									
警戒レベル 1相当情報	注意 (黄色)	2時間先までに大雨注意報発表基準超過見込み																									
警戒レベル 4相当情報	極めて危険 (濃い紫色)	<u>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合</u>																									
警戒レベル 3相当情報	非常に危険 (うす紫色)	<u>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合</u>																									
警戒レベル 2相当情報	警戒 (赤色)	<u>2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合</u>																									
警戒レベル 1相当情報	注意 (黄色)	<u>2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合</u>																									

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防1-3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
41	<u>(3) 土砂災害危険度危険度レベル情報</u> <u>気象庁による降水予測と、京都府の作成した土砂災害発生危険基準線（CL）を基に、京都府がインターネットを通じて、土砂災害警戒情報を補足する情報（1km メッシュエリアごとに表示）として、行政に配信する情報で、避難情報避難勧告等の発令に用いる。</u> <u>（危険度レベル）</u> ☐ レベル1 土砂災害発生危険基準線（CL）2時間以内に超過見込 ☐ レベル2 土砂災害発生危険基準線（CL）1時間以内に超過見込 ☐ レベル3 土砂災害発生危険基準線（CL）現状で超過	<u>（削除）</u>	気象庁による土砂キキクルの運用開始による修正
46	3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、市民安全課））（略） ※ 防災催物の開催（消防局） ○ 自主防火推進者等の表彰，消防の図画・<u>ポスター・作文</u>募集， 展覧会等を実施 （略）	3 広報活動（消防局（総務課、予防課、指導課、市民安全課））（略） ※ 防災催物の開催（消防局） ○ 自主防火推進者等の表彰，消防の図画<u>（削除）</u>募集，展覧会等を実施 （略）	事業内容の修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
49	2 消防力の強化 (3) 化学消火体制の整備 山科消防署，南消防署，西京消防署，<u>伏見消防署</u>に化学車を配置し，併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。	2 消防力の強化 (3) 化学消火体制の整備 山科消防署，南消防署，西京消防署，<u>醍醐消防分署</u>に化学車を配置し，併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。	時点修正
49	3 消防水利の確保 (1) 活用可能水利の実態把握等 (略) ウ 平常時には，消防水利として利用していない<u>下水等</u>の応急的な消防水利への利用の検討，実態の把握 (略) (3) 消防水利の整備 大規模災害時や大規模火災に備え，また，これらの火災から避難住民を守るため，震災消防水利整備計画に<u>基づき，耐震型防火水槽等を整備</u>するとともに，上下水道局と連携して消火栓の設置拡充などを図り，さらには，学校等のプールや自然水利の活用など消防隊等の活動に必要な消防水利を多面的かつ効果的に確保する。	3 消防水利の確保 (1) 活用可能水利の実態把握等 (略) ウ 平常時には，消防水利として利用していない<u>水利</u>の応急的な消防水利への利用の検討，実態の把握 (略) (3) 消防水利の整備 大規模災害時や大規模火災に備え，また，これらの火災から避難住民を守るため，震災消防水利整備計画に<u>基づいて整備した耐震型防火水槽等を維持管理</u>するとともに，上下水道局と連携して消火栓の設置拡充などを図り，さらには，学校等のプールや自然水利の活用など消防隊等の活動に必要な消防水利を多面的かつ効果的に確保する。	字句修正 耐震型防火水槽等の整備完了による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
50	※ <u>耐震型防火水槽等の整備（消防局）</u> <u>震災消防水利整備計画に基づき整備（令和２年７月１日現在）</u> ○ <u>耐震型防火水槽（100 m³）：75 基</u> ○ <u>耐震型防火水槽（ 40 m³）：47 基</u> ○ <u>防火井戸の整備：28 基</u> ○ <u>飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基</u>	<u>（削除）</u>	耐震型防火水槽等の整備完了による修正 （消防水利の数は同ページの表に掲載）
51	4－1 電気施設の災害予防(関西電力株式会社, 関西電力送配電株式会社) 1 防災体制 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処する災害対策組織として、警戒本部又は非常災害対策本部を設置し、速やかに必要な対策要員を確保し、初動体制を確立する。また、自治体、防災機関と災害に関する情報提供・収集など相互連絡体制を整備しておく。他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、<u>請負会社</u>、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。	4－1 電気施設の災害予防(関西電力株式会社, 関西電力送配電株式会社) 1 防災体制 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処する災害対策組織として、警戒本部又は非常災害対策本部を設置し、速やかに必要な対策要員を確保し、初動体制を確立する。また、自治体、防災機関と災害に関する情報提供・収集など相互連絡体制を整備しておく。他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、<u>協力会社</u>、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。	字句修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
60	５－２ 雪害の予防 ２ 雪害防止施設の維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課） 結氷が原因して<u>金</u>水吐閉そく，堤体崩落を招かないよう結氷の切出し又は破砕を実施する。	５－２ 雪害の予防 ２ 雪害防止施設の維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課） 結氷が原因して<u>洪</u>水吐閉そく，堤体崩落を招かないよう結氷の切出し又は破砕を実施する。	字句修正
61	第６節 避難応急体制等の整備 ■ 計画の目的 水害・土砂災害から市民の生命や身体を守るためには，避難場所となる指定緊急避難場所の指定，<u>避難勧告等</u>の適切な発令と確実な伝達が必要となるとともに，自主防災組織等との連携により，市民の避難体制の確立を図る必要がある。	第６節 避難応急体制等の整備 ■ 計画の目的 水害・土砂災害から市民の生命や身体を守るためには，避難場所となる指定緊急避難場所の指定，<u>避難情報</u>の適切な発令と確実な伝達が必要となるとともに，自主防災組織等との連携により，市民の避難体制の確立を図る必要がある。	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正
61	■ 基本方針 大規模な災害時に市民の身の安全を確保するため，日頃から市民に対し指定緊急避難場所や避難方法等について周知徹底を図り，地域住民相互の連携による避難体制の確立を図る必要がある。 災害により避難を要する事態が発生した場合に備え，京都市は<u>避難勧告等</u>を適切に発令するための具体的な判断基準や市民への伝達方法を定めた<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルを作成するとともに，防災関係機関や自主防災組織等と連携し，訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図っていく。	■ 基本方針 大規模な災害時に市民の身の安全を確保するため，日頃から市民に対し指定緊急避難場所や避難方法等について周知徹底を図り，地域住民相互の連携による避難体制の確立を図る必要がある。 災害により避難を要する事態が発生した場合に備え，京都市は<u>避難情報</u>を適切に発令するための具体的な判断基準や市民への伝達方法を定めた<u>避難情報</u>判断・伝達マニュアルを作成するとともに，防災関係機関や自主防災組織等と連携し，訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図っていく。	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
61	(2) <u>避難勧告等</u>の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局情報指令課等） 行財政局防災危機管理室，区役所，消防局情報指令課等は，水害・土砂災害の発生又は発生のおそれ認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し，<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルに基づく，時期を逸しない<u>避難勧告等</u>の発令を行うための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。	(2) <u>避難情報</u>の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局情報指令課等） 行財政局防災危機管理室，区役所，消防局情報指令課等は，水害・土砂災害の発生又は発生のおそれ認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し，<u>避難情報</u>判断・伝達マニュアルに基づく，時期を逸しない<u>避難情報</u>の発令を行うための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正
61	(3) <u>避難勧告等</u>の発令伝達体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所） 行財政局防災危機管理室は，<u>避難勧告等</u>を確実に伝達するため，放送機関，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，多様な手段で迅速に情報伝達を実施する体制を整備する。 また，区役所は，消防署，警察署，自主防災組織，自治会，社会福祉協議会等と連携して，現地における<u>避難勧告等</u>の伝達体制，特に，高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。	(3) <u>避難情報</u>の発令伝達体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所） 行財政局防災危機管理室は，<u>避難情報</u>を確実に伝達するため，放送機関，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，多様な手段で迅速に情報伝達を実施する体制を整備する。 また，区役所は，消防署，警察署，自主防災組織，自治会，社会福祉協議会等と連携して，現地における<u>避難情報</u>の伝達体制，特に，高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防1-3

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
69	第1節 災害対策活動体制の整備 ■ 基本方針 台風や集中豪雨による風水害や雪害は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができるため、被害を最小限とするようあらかじめ体制を整え、警戒に当たることが重要である。 そのため、迅速な対策が実施できるよう、連絡体制の整備や警戒活動体制の整備を図るとともに、重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、万全の体制をもって応急対策活動に当たる。 <u>(追記)</u>	第1節 災害対策活動体制の整備 ■ 基本方針 台風や集中豪雨による風水害や雪害は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができるため、被害を最小限とするようあらかじめ体制を整え、警戒に当たることが重要である。 そのため、迅速な対策が実施できるよう、連絡体制の整備や警戒活動体制の整備を図るとともに、重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、万全の体制をもって応急対策活動に当たる。 <u>また、風水害時に迅速な連携が必要となる国や京都府、ライフライン事業者等の重要な関係機関と京都市多機関連携型タイムライン等を活用し連携を図る。</u>	京都市多機関連携型タイムライン策定による修正												
73	(本部会議の校正) <table><tr><td>本部長</td><td>副本部長</td><td>本 部 員</td></tr><tr><td>市 長</td><td>副市長</td><td>会計管理者、<u>文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，</u> 環境政策局長，行財政局長，（略）</td></tr></table>	本部長	副本部長	本 部 員	市 長	副市長	会計管理者、 <u>文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，</u> 環境政策局長，行財政局長，（略）	(本部会議の校正) <table><tr><td>本部長</td><td>副本部長</td><td>本 部 員</td></tr><tr><td>市 長</td><td>副市長</td><td>会計管理者，<u>都市経営戦略監，危機管理監，産業・文化融合戦略監，文化芸術政策監，デジタル化戦略監，観光政策監，木の文化・森林政策監，新型コロナ対策・ワクチン接種統括監，監察監，</u> 環境政策局長，行財政局長，（略）</td></tr></table>	本部長	副本部長	本 部 員	市 長	副市長	会計管理者， <u>都市経営戦略監，危機管理監，産業・文化融合戦略監，文化芸術政策監，デジタル化戦略監，観光政策監，木の文化・森林政策監，新型コロナ対策・ワクチン接種統括監，監察監，</u> 環境政策局長，行財政局長，（略）	京都市災害対策本部要綱改正による本部員の修正
本部長	副本部長	本 部 員													
市 長	副市長	会計管理者、 <u>文化芸術政策監，危機管理監，監察監，観光政策監，</u> 環境政策局長，行財政局長，（略）													
本部長	副本部長	本 部 員													
市 長	副市長	会計管理者， <u>都市経営戦略監，危機管理監，産業・文化融合戦略監，文化芸術政策監，デジタル化戦略監，観光政策監，木の文化・森林政策監，新型コロナ対策・ワクチン接種統括監，監察監，</u> 環境政策局長，行財政局長，（略）													

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 １－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
74	（本部会議で報告，審議する事項） （略） ウ 災害情報，気象情報等の収集，報告，伝達等に関すること。 エ 住民への避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急），（以下本章において「避難勧告等」という）に関すること。 オ 応急対策の実施に関わる調整に関すること。 （略） ク 災害救助法の適用要請，激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること。	（本部会議で報告，審議する事項） （略） ウ 災害情報，気象情報等の収集，報告，伝達等に関すること。 エ 住民への高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保（以下本章において「避難情報」という）に関すること。 オ 応急対策の実施に関わる調整に関すること。 （略） ク 災害救助法の適用の決定，激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること。	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正
76	（区本部の主な分掌事務） （略） エ 災害応急対策の実施状況等の把握及び報告に関すること。 オ 避難の準備，勧告，指示及び避難誘導に関すること。 カ 避難所の開設及び運営に関すること。 （略）	（区本部の主な分掌事務） （略） エ 災害応急対策の実施状況等の把握及び報告に関すること。 オ 避難の準備，避難情報及び避難誘導に関すること。 カ 避難所の開設及び運営に関すること。 （略）	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正
87	（災害状況報告（逐次）の内容） ア 被害の状況 イ 災害応急対策の実施状況 応急対策の実施状況（避難勧告，避難指示，救助活動，応急措置等既に行った措置），応急対策の実施方針，応援職員の要請その他要望事項，今後実施しようとする措置等 ウ その他応急対策の実施上参考となる事項	（災害状況報告（逐次）の内容） ア 被害の状況 イ 災害応急対策の実施状況 応急対策の実施状況（避難情報の発令，救助活動，応急措置等既に行った措置），応急対策の実施方針，応援職員の要請その他要望事項，今後実施しようとする措置等 ウ その他応急対策の実施上参考となる事項	災害対策 基本法改 正に伴う 避難情報 の変更に よる修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
91	(緊急広報) ア <u>避難準備情報，避難勧告，避難指示（追記）</u> イ その他市民の生命，安全に関わる緊急情報	(緊急広報) ア <u>高齢者等避難</u>，避難指示，<u>緊急安全確保</u> イ その他市民の生命，安全に関わる緊急情報	災害対策 基本法改 正による 避難情報 の変更に よる修正
92	4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は，京都市のホームページ（京都市情報館，京都市防災<u>危機管理情報館</u>）に加え，電気通信事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，迅速に一般広報を実施する。	4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は，京都市のホームページ（京都市情報館，京都市防災<u>ポータルサイト</u>）に加え，電気通信事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，迅速に一般広報を実施する。	京都市防 災ポータ ルサイト の運営開 始による 修正
93	4.4.1 緊急速報メール，Ｌアラート等により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生し<u>て，避難勧告</u>等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Ｌアラート（災害情報共有システム）等により，市全域あるいは区単位で必要な情報を発信し，市民や観光客に対して迅速な避難等を促す。	4.4.1 緊急速報メール，Ｌアラート等により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生し，<u>又は発生するおそれがある場合に避難情報</u>の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Ｌアラート（災害情報共有システム）等により，市全域あるいは区単位で必要な情報を発信し，市民や観光客に対して迅速な避難等を促す。	災害対策 基本法改 正による 修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
94	4.4.6 インターネットを利用して緊急広報を行う（本部事務局） 本部事務局は、京都市防災ポータルサイト（<u>京都市防災危機管理情報館</u>）に加え、電気通信事業者、ポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、緊急広報を実施する。	4.4.6 インターネットを利用して緊急広報を行う（本部事務局） 本部事務局は、京都市防災ポータルサイト（<u>削除</u>）に加え、電気通信事業者、ポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、緊急広報を実施する。	京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正
96	4.9.2 システムへの登録勧奨及びシステムの活用を広報する（各部、区本部） 各部、区本部は、避難所等への避難者に対し、京都市防災ポータルサイト（<u>京都市防災危機管理情報館</u>）を通じて、グーグル㈱との協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに、システムの活用を広報する。	4.9.2 システムへの登録勧奨及びシステムの活用を広報する（各部、区本部） 各部、区本部は、避難所等への避難者に対し、京都市防災ポータルサイト（<u>削除</u>）を通じて、グーグル㈱との協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに、システムの活用を広報する。	京都市防災ポータルサイトの運営開始による修正
97	第５節 応援要請 ■ 基本方針 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、京都市と防災関係機関等の対応のみでは、市民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合には、（<u>追記</u>）国、関西広域連合、京都府、他の公共団体、民間企業、防災関係団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。	第５節 応援要請 ■ 基本方針 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、京都市と防災関係機関等の対応のみでは、市民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合には、<u>京都市災害時受援マニュアルを活用し</u>、国、関西広域連合、京都府、他の公共団体、民間企業、防災関係団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。	京都市災害時受援マニュアルの追記

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1 - 3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
97	5.1.1 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は、各部等の長から応援要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令、「<u>被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱</u>」，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により，他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。	5.1.1 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は、各部等の長から応援要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令、「<u>応急対策職員派遣制度に関する要綱</u>」，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により，他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。	要綱改正による修正
104	第6節避難応急対策 ■ 基本方針 災害発生時の避難行動は，原則として気象情報，<u>避難勧告等</u>の発令情報，災害の状況等に応じて，個々の自主的な判断に基づき，住民自らが行う。（略） <u>避難勧告等</u>の伝達や避難誘導は，迅速かつ的確に行わなければならない，京都市，防災関係機関，自主防災組織，自治会等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は，高齢者，障害のある方などの安全避難に留意する。	第6節避難応急対策 ■ 基本方針 災害発生時の避難行動は，原則として気象情報，<u>避難情報</u>の発令情報，災害の状況等に応じて，個々の自主的な判断に基づき，住民自らが行う。（略） <u>避難情報</u>の伝達や避難誘導は，迅速かつ的確に行わなければならない，京都市，防災関係機関，自主防災組織，自治会等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は，高齢者，障害のある方などの安全避難に留意する。	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防1-3

頁	現 行			修 正 案			修正理由																																																															
104	■ 役割分担			■ 役割分担			災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正																																																															
<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">6.1 避難勧告等を発令する</td><td>本部長, 区本部長等実施責任者</td><td>6, 1, 1 避難勧告等を発令する</td></tr><tr><td>消防部, 区災害対策本部班, 警察機関</td><td>6, 1, 2 区本部長に避難勧告等の発令等を報告する</td></tr><tr><td>区本部長</td><td>6, 1, 3 本部長に避難勧告等の発令を報告する(区本部長)</td></tr><tr><td rowspan="2">本部長</td><td>6, 1, 4 府知事に避難勧告等の発令を報告する(本部長)</td></tr><tr><td>6, 1, 5 避難勧告等を解除する</td></tr><tr><td>6.2 避難勧告等を伝達する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">6.6 指定緊急避難場所(水害, 土砂災害)の開設・運営</td><td>本部事務局</td><td>(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難勧告等の発令予定学区を決定し, 区本部へ報告する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>本部事務局</td><td>(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する 6.6.8 避難勧告等の解除予定学区を決定し, 区本部へ報告する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)		(略)	(略)	6.1 避難勧告等を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難勧告等を発令する	消防部, 区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難勧告等の発令等を報告する	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難勧告等の発令を報告する(区本部長)	本部長	6, 1, 4 府知事に避難勧告等の発令を報告する(本部長)	6, 1, 5 避難勧告等を解除する	6.2 避難勧告等を伝達する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6.6 指定緊急避難場所(水害, 土砂災害)の開設・運営	本部事務局	(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難勧告等の発令予定学区を決定し, 区本部へ報告する	(略)	(略)	本部事務局	(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する 6.6.8 避難勧告等の解除予定学区を決定し, 区本部へ報告する	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">6.1 避難情報を発令する</td><td>本部長, 区本部長等実施責任者</td><td>6, 1, 1 避難情報を発令する</td></tr><tr><td>消防部, 区災害対策本部班, 警察機関</td><td>6, 1, 2 区本部長に避難情報の発令等を報告する</td></tr><tr><td>区本部長</td><td>6, 1, 3 本部長に避難情報の発令を報告する(区本部長)</td></tr><tr><td rowspan="2">本部長</td><td>6, 1, 4 府知事に避難情報の発令を報告する(本部長)</td></tr><tr><td>6, 1, 5 避難情報を解除する</td></tr><tr><td>6.2 避難情報を伝達する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">6.6 指定緊急避難場所(水害, 土砂災害)の開設・運営</td><td>本部事務局</td><td>(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難情報の発令予定学区を決定し, 区本部へ報告する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>本部事務局</td><td>(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する 6.6.8 避難情報の解除予定学区を決定し, 区本部へ報告する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	6.1 避難情報を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難情報を発令する	消防部, 区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難情報の発令等を報告する	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難情報の発令を報告する(区本部長)	本部長	6, 1, 4 府知事に避難情報の発令を報告する(本部長)	6, 1, 5 避難情報を解除する	6.2 避難情報を伝達する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6.6 指定緊急避難場所(水害, 土砂災害)の開設・運営	本部事務局	(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難情報の発令予定学区を決定し, 区本部へ報告する	(略)	(略)	本部事務局	(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する 6.6.8 避難情報の解除予定学区を決定し, 区本部へ報告する	(略)	(略)	(略)
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
6.1 避難勧告等を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難勧告等を発令する																																																																				
	消防部, 区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難勧告等の発令等を報告する																																																																				
	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難勧告等の発令を報告する(区本部長)																																																																				
	本部長	6, 1, 4 府知事に避難勧告等の発令を報告する(本部長)																																																																				
		6, 1, 5 避難勧告等を解除する																																																																				
6.2 避難勧告等を伝達する	(略)	(略)																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
6.6 指定緊急避難場所(水害, 土砂災害)の開設・運営	本部事務局	(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難勧告等の発令予定学区を決定し, 区本部へ報告する																																																																				
	(略)	(略)																																																																				
	本部事務局	(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する 6.6.8 避難勧告等の解除予定学区を決定し, 区本部へ報告する																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
6.1 避難情報を発令する	本部長, 区本部長等実施責任者	6, 1, 1 避難情報を発令する																																																																				
	消防部, 区災害対策本部班, 警察機関	6, 1, 2 区本部長に避難情報の発令等を報告する																																																																				
	区本部長	6, 1, 3 本部長に避難情報の発令を報告する(区本部長)																																																																				
	本部長	6, 1, 4 府知事に避難情報の発令を報告する(本部長)																																																																				
		6, 1, 5 避難情報を解除する																																																																				
6.2 避難情報を伝達する	(略)	(略)																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
6.6 指定緊急避難場所(水害, 土砂災害)の開設・運営	本部事務局	(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 避難情報の発令予定学区を決定し, 区本部へ報告する																																																																				
	(略)	(略)																																																																				
	本部事務局	(3) 指定緊急避難場所を閉鎖する 6.6.8 避難情報の解除予定学区を決定し, 区本部へ報告する																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1 - 3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
106	6.0.4 <u>（追記）</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設に伝達する（<u>本部長等</u>） <u>本部長等</u>は，<u>（追記）</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設で避難確保措置計画が必要な施設又は情報伝達体制を定める必要があると市長が認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。	6.0.4 <u>洪水</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設に伝達する（<u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>） <u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>は，<u>洪水</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設で避難確保措置計画が必要な施設又は情報伝達体制を定める必要があると市長が認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。	字句修正及び担当の修正
106	6.0.5 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域の要配慮者利用施設に伝達する（<u>区本部長等</u>） <u>区本部長等</u>は，土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域にある情報伝達体制を定める必要があると認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。	6.0.5 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域の要配慮者利用施設に伝達する（<u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>） <u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>は，土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域にある情報伝達体制を定める必要があると認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。	担当の修正
106	6. 1 <u>避難勧告等</u>を発令する 6.1.1 <u>避難勧告等</u>を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） 本部長（市長），その補助執行機関としての区本部長，消防部長若しくは消防署長又は警察官（以下「本部長等」という。）が，災害の状況により，次のとおり<u>避難勧告等</u>を発令する。 ア 本部長等は水害（洪水予報河川又は水位周知河川の氾濫）及び土砂災害について，「京都市<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアル	6. 1 <u>避難情報</u>を発令する 6.1.1 <u>避難情報</u>を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） 本部長（市長），その補助執行機関としての区本部長，消防部長若しくは消防署長又は警察官（以下「本部長等」という。）が，災害の状況により，次のとおり<u>避難情報</u>を発令する。 ア 本部長等は水害（洪水予報河川又は水位周知河川の氾濫）及び土砂災害について，「京都市<u>避難情報</u>判断・伝達マニュアル〔水	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	〔水害・土砂災害編〕」の基準に基づき<u>避難勧告等</u>を発令する。 イ 本部長等は、火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合、<u>避難勧告等</u>を発令する。 ウ 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれが急迫し、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、消防署長、警察署長と協議して<u>避難勧告等</u>を発令する。 エ 災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長による<u>避難勧告等</u>の発令を待ついとまがないときは、災害応急活動中の消防署長は<u>避難勧告等</u>の発令を、警察官は避難指示（<u>緊急</u>）の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づき、災害により危害を受けるおそれのある者を避難させるこという。）を行う。	害・土砂災害編〕」の基準に基づき<u>避難情報</u>を発令する。 イ 本部長等は、火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合、<u>避難情報</u>を発令する。 ウ 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれが急迫し、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、消防署長、警察署長と協議して<u>避難情報</u>を発令する。 エ 災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長による<u>避難情報</u>の発令を待ついとまがないときは、災害応急活動中の消防署長は<u>避難情報</u>の発令を、警察官は避難指示（<u>削除</u>）の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づき、災害により危害を受けるおそれのある者を避難させるこという。）を行う。	
106	水害・土砂災害を対象とした<u>避難勧告等</u>の発令の判断基準等（京都市<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 概要 （略） 2 〔警戒レベル３〕<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (1) 発令時の状況 避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況。また、災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の	水害・土砂災害を対象とした<u>避難情報</u>の発令の判断基準等（京都市<u>避難情報</u>判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 概要 （略） 2 〔警戒レベル３〕<u>高齢者等避難</u> (1) 発令時の状況 避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況。また、災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更及び土砂災害の避難情報の発令基準の

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	準備を行う必要がある状況 (2) 発令の判断基準 ア 水害 洪水警報が発表されかつ第１発令地域から第４発令地域において、水位観測所の水位が各発令地域ごとに設定された「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令水位」に達したとき イ 土砂災害 <u>土砂災害警戒情報が発表され、</u>京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「<u>レベル１</u>」となったとき <u>3 [警戒レベル４]避難勧告</u> (1) 発令時の状況 <u>災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況</u> (2) 発令の判断基準 ア 水害 <u>洪水警報が発表されかつ第１発令地域から第４発令地域において、水位観測所の水位が各発令地域ごとに設定された「避難勧告発令水位」に達したとき</u> イ 土砂災害 <u>土砂災害警戒情報が発表され、京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル２」となったとき</u>	準備を行う必要がある状況 (2) 発令の判断基準 ア 水害 洪水警報が発表されかつ第１発令地域から第４発令地域において、水位観測所の水位が各発令地域ごとに設定された「<u>高齢者等避難</u>発令水位」に達したとき イ 土砂災害 <u>(削除)</u> 京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「<u>非常に危険（薄紫）</u>」となったとき <u>(削除)</u>	見直しによる修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>4</u> [警戒レベル４]避難指示 <u>(緊急)</u> (1) 発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか又は人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況 (2) 発令の判断基準 ア 水害 洪水警報が発表されかつ第１発令地域から第４発令地域において、水位観測所の水位が各発令地域ごとに設定された「避難指示 <u>(緊急)</u> 発令水位」に達したとき。 また、破堤等により氾濫が発生したときは、第５発令地域に発令 イ 土砂災害 <u>土砂災害警戒情報が発表され、京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル３」となったとき</u>	<u>3</u> [警戒レベル４]避難指示 <u>(削除)</u> (1) 発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか又は人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況 (2) 発令の判断基準 ア 水害 洪水警報が発表されかつ第１発令地域から第４発令地域において、水位観測所の水位が各発令地域ごとに設定された「避難指示 <u>(削除)</u> 発令水位」に達したとき。 また、破堤等により氾濫が発生したときは、第５発令地域に発令 イ 土砂災害 <u>(削除) 京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「非常に危険（薄紫）」となり、かつ、土砂災害警戒情報が発表されたとき</u>	
107	<u>(注) 土砂災害の発令の判断基準「土砂災害危険度レベル１～３」について</u> <u>危険度レベルは、令和元年８月から警戒レベルに対応した表示に改定された（「第２章 第２節 ７ (2)土砂災害警戒判定メッシュ」参照）。避難勧告等の発令にあたっては、危険度レベル１～３を用いる。</u>	<u>(削除)</u>	基準廃止による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 １－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
107	6.1.2 区本部長に<u>避難勧告等</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班，警察機関） 消防署長（消防部区災害対策本部班）又は警察官が<u>避難勧告等</u>の発令等を行った場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に報告する。 6.1.3 本部長に<u>避難勧告等</u>の発令を報告する（区本部長） ア 区本部長は，管轄区域内において<u>避難勧告等</u>を発令した場合は，直ちに本部長に報告する。 イ 区本部長は，消防署長，警察署長から<u>避難勧告等</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は，直ちに本部長に連絡する。 6.1.4 府知事に<u>避難勧告等</u>の発令を報告する（本部長） 本部長は，<u>避難勧告等</u>を発令した場合や，区本部長から区本部長が<u>避難勧告等</u>を発令し，又は消防署長，警察官が<u>避難勧告等</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は，直ちに京都府知事に報告する 6.1.5 <u>避難勧告等</u>を解除する（本部長） 本部長は，<u>避難勧告等</u>を発令した後，避難の必要がなくなったと認めるときは，速やかに<u>避難勧告等</u>を解除するとともに，府知事に報告する。 ア 水害（洪水予報河川又は水位周知河川の氾濫）及び土砂災害を対象として発令した<u>避難勧告等</u>は，「京都市<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の基準に基づき，解除を判断する。	6.1.2 区本部長に<u>避難情報</u>の発令等を報告する（消防部区災害対策本部班，警察機関） 消防署長（消防部区災害対策本部班）又は警察官が<u>避難情報</u>の発令等を行った場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に報告する。 6.1.3 本部長に<u>避難情報</u>の発令を報告する（区本部長） ア 区本部長は，管轄区域内において<u>避難情報</u>を発令した場合は，直ちに本部長に報告する。 イ 区本部長は，消防署長，警察署長から<u>避難情報</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は，直ちに本部長に連絡する。 6.1.4 府知事に<u>避難情報</u>の発令を報告する（本部長） 本部長は，<u>避難情報</u>を発令した場合や，区本部長から区本部長が<u>避難情報</u>を発令し，又は消防署長，警察官が<u>避難情報</u>の発令等を行った旨の報告を受けた場合は，直ちに京都府知事に報告する 6.1.5 <u>避難情報</u>を解除する（本部長） 本部長は，<u>避難情報</u>を発令した後，避難の必要がなくなったと認めるときは，速やかに<u>避難情報</u>を解除するとともに，府知事に報告する。 ア 水害（洪水予報河川又は水位周知河川の氾濫）及び土砂災害を対象として発令した<u>避難情報</u>は，「京都市<u>避難情報</u>判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の基準に基づき，解除を判断する。 イ 火災等の災害を対象として発令した<u>避難情報</u>は，災害による被害の発生状況等を考慮し，解除を判断する	災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	イ 火災等の災害を対象として発令した <u>避難勧告等</u> は、災害による被害の発生状況等を考慮し、解除を判断する。		
108	水害・土砂災害を対象とした<u>避難勧告等</u>の解除の判断基準 （京都市<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 水害 「洪水警報」の解除、かつ、水位観測所の水位が河川管理者が定めた基準水位（第１発令地域）の「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令水位」（避難判断水位）を下回ったとき （略）	水害・土砂災害を対象とした<u>避難情報</u>の解除の判断基準 （京都市<u>避難情報</u>判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1 水害 「洪水警報」の解除、かつ、水位観測所の水位が河川管理者が定めた基準水位（第１発令地域）の「<u>高齢者等避難</u>発令水位」（避難判断水位）を下回ったとき （略）	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正
108	6. 2 <u>避難勧告等</u>を伝達する 本部長等が<u>避難勧告等</u>を発令する場合は、多様な手段により、関係住民等に伝達する。 6.2.1 多様な手段により伝達する（本部事務局） 本部事務局は、緊急速報メール（エリアメール）、京都市のホームページ（京都市情報館、<u>京都市防災危機管理情報館</u>）、避難情報伝達システム、避難情報案内システム、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス、Ｌアラート（災害情報共有システム）、多メディア一斉送信システム等の多様な手段により、<u>避難勧告等</u>の発令対象となる地域の住民、自主防災組織、避難情報伝達システムに登録された避難行動要支援者に対して、<u>避難勧告等</u>の発令を伝達する。 6.2.2 報道機関の協力を得て伝達する（本部事務局）	6. 2 <u>避難情報</u>を伝達する 本部長等が<u>避難情報</u>を発令する場合は、多様な手段により、関係住民等に伝達する。 6.2.1 多様な手段により伝達する（本部事務局） 本部事務局は、緊急速報メール（エリアメール）、京都市のホームページ（京都市情報館、<u>京都市防災ポータルサイト</u>）、避難情報伝達システム、避難情報案内システム、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス、Ｌアラート（災害情報共有システム）、多メディア一斉送信システム等の多様な手段により、<u>避難情報</u>の発令対象となる地域の住民、自主防災組織、避難情報伝達システムに登録された避難行動要支援者に対して、<u>避難情報</u>の発令を伝達する。 6.2.2 報道機関の協力を得て伝達する（本部事務局）	災害対策 基本法改正による 避難情報の変更及び京都市 防災ポータルサイトの運営 開始による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	本部事務局は、「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関に対して、協定に基づき、発令した<u>避難勧告等</u>の伝達への協力を依頼する（依頼を受けた報道機関は、自主的な判断により、<u>避難勧告等</u>の伝達に協力する）。 6.2.3 広報車等を用いた巡回により伝達する（区本部，消防部支援班（消防署），警察署） 区本部，消防部支援班（消防署），警察署は，広報車等により，関係地区を巡回して<u>避難勧告等</u>の発令を伝達する。 6.2.4 電話等により伝達する。（区本部，消防部予防調査班（消防署）） 区本部，消防部予防調査班（消防署）は，関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，電話等により<u>避難勧告等</u>を伝達する。 6.2.5 あらかじめ定められた系統により，住民等に伝達する（自主防災組織等） 自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，<u>避難勧告等</u>の内容を住民等に伝達する。	本部事務局は、「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関に対して，協定に基づき，発令した<u>避難情報</u>の伝達への協力を依頼する（依頼を受けた報道機関は，自主的な判断により，<u>避難情報</u>の伝達に協力する）。 6.2.3 広報車等を用いた巡回により伝達する（区本部，消防部支援班（消防署），警察署） 区本部，消防部支援班（消防署），警察署は，広報車等により，関係地区を巡回して<u>避難情報</u>の発令を伝達する。 6.2.4 電話等により伝達する。（区本部，消防部予防調査班（消防署）） 区本部，消防部予防調査班（消防署）は，関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，電話等により<u>避難情報</u>を伝達する。 6.2.5 あらかじめ定められた系統により，住民等に伝達する（自主防災組織等） 自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，<u>避難情報</u>の内容を住民等に伝達する。	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
109	6.2.9 <u>（追記）</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設に伝達する（<u>本部長</u>） <u>本部長等</u>は，<u>（追記）</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設で避難確保措置計画が必要な施設又は情報伝達体制を定める必要があると市長が認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。 6.2.10 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設に伝達する（<u>区本部長等</u>） <u>区本部長等</u>は，土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設のうち，情報伝達体制を定める必要があると認める施設に確実に伝達する。	6.2.9 <u>洪水</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設に伝達する（<u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>） <u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>は，<u>洪水</u> 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，避難確保（<u>削除</u>）計画が必要な施設又は情報伝達体制を定める必要があると市長が認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。 6.2.10 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設に伝達する（<u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>） <u>本部事務局，保健福祉部，子ども若者はぐくみ部，教育部</u>は，土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設のうち，情報伝達体制を定める必要があると認める施設に確実に伝達する。	字句修正及び担当の修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
109	(<u>避難勧告等</u>の伝達系統) 本部長による<u>避難勧告等</u>の伝達系統図 (略) 区本部長による<u>避難勧告等</u>の伝達系統図 (略) 消防署長，警察署長による<u>避難勧告等</u>の伝達系統図 (略)	(<u>避難情報</u>の伝達系統) 本部長による<u>避難情報</u>の伝達系統図 (略) 区本部長による<u>避難情報</u>の伝達系統図 (略) 消防署長，警察署長による<u>避難情報</u>の伝達系統図 (略)	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報 の変更による修正
110	6.3.4 目的上必要な区域を定め，ロープ等によりこれを明示する（本部長，区本部長等実施責任者，<u>(追記)</u>） 本部長等は，警戒区域を設定するときは，その目的上必要な区域を定めて，ロープ等によりこれを明示する。	6.3.4 目的上必要な区域を定め，ロープ等によりこれを明示する（本部長，区本部長等実施責任者，<u>消防部警防班（消防署）</u>） 本部長等は，警戒区域を設定するときは，その目的上必要な区域を定めて，ロープ等によりこれを明示する。	担当の修正
110	6. 4 避難を行う 6.4.1 避難準備後，避難を開始する（市民） 市民は，災害発生に備え，速やかに避難の準備を行い，気象情報，<u>避難勧告等</u>の発令情報，災害の状況等に応じて，個々の自主的な判断に基づき，必要な避難行動を取る。	6. 4 避難を行う 6.4.1 避難準備後，避難を開始する（市民） 市民は，災害発生に備え，速やかに避難の準備を行い，気象情報，<u>避難情報</u>の発令情報，災害の状況等に応じて，個々の自主的な判断に基づき，必要な避難行動を取る。	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報 の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
110	６．６ 指定避難場所（水害、土砂災害）の開設・運営 水害や土砂災害による<u>避難勧告等</u>の対象となる住民等に対しては、切迫した災害の危険から逃れるため、速やかに指定緊急避難場所を開設し、一時的な受け入れを行う。 （略）	６．６ 指定避難場所（水害、土砂災害）の開設・運営 水害や土砂災害による<u>避難情報の発令</u>の対象となる住民等に対しては、切迫した災害の危険から逃れるため、速やかに指定緊急避難場所を開設し、一時的な受け入れを行う。 （略）	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正
111	(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 <u>避難勧告等</u>の発令予定学区を決定し、区本部へ報告する（本部事務局） 本部事務局は、切迫した災害の危険が生じた又は生じるおそれがあると認められる場合は、<u>避難勧告等</u>を発令する学区を決定し、区本部へ報告する。 （略） 6.6.8 <u>避難勧告等</u>の解除予定学区を決定し、区本部へ報告する（本部事務局） 本部事務局は、切迫した災害の危険がなくなったと認められる場合は、発令中の<u>避難勧告等</u>を解除する学区を決定し、区本部へ報告する。	(1) 指定緊急避難場所を開設する 6.6.1 <u>避難情報</u>の発令予定学区を決定し、区本部へ報告する（本部事務局） 本部事務局は、切迫した災害の危険が生じた又は生じるおそれがあると認められる場合は、<u>避難情報</u>を発令する学区を決定し、区本部へ報告する。 （略） 6.6.8 <u>避難情報</u>の解除予定学区を決定し、区本部へ報告する（本部事務局） 本部事務局は、切迫した災害の危険がなくなったと認められる場合は、発令中の<u>避難情報</u>を解除する学区を決定し、区本部へ報告する。	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1 - 3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
113	第 7 節 避難所の開設・運営 ■ 基本方針 家屋の流出、焼失等により住家を失った被災者や、災害による<u>避難勧告等</u>（自主避難を含む。）の対象となる住民等に対しては、速やかに避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）を開設し、受け入れる。災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、避難所に指定している施設の管理者と自治会、社会福祉協議会、自主防災会等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、区本部と関係者が連携して運営に当たる。	第 7 節 避難所の開設・運営 ■ 基本方針 家屋の流出、焼失等により住家を失った被災者や、災害による<u>避難情報</u>（自主避難を含む。）の対象となる住民等に対しては、速やかに避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）を開設し、受け入れる。災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、避難所に指定している施設の管理者と自治会、社会福祉協議会、自主防災会等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、区本部と関係者が連携して運営に当たる。	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正
116	（区本部長による避難所の開設基準） ア 開設基準 区本部長は、<u>避難勧告等</u>を発令、又は災害が発生した場合において、必要な避難所を開設する。 イ 避難所の対象 （略） ウ 収容対象者 （ア）住居が被害を受け、居住の場を失った者 （イ）ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者 （ウ）<u>避難勧告</u>が発せられる等により緊急避難の必要がある者 （エ）交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者 エ 開設期間 （略）	（区本部長による避難所の開設基準） ア 開設基準 区本部長は、<u>避難情報</u>を発令、又は災害が発生した場合において、必要な避難所を開設する。 イ 避難所の対象 （略） ウ 収容対象者 （ア）住居が被害を受け、居住の場を失った者 （イ）ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者 （ウ）<u>避難情報</u>が発せられる等により緊急避難の必要がある者 （エ）交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者 エ 開設期間 （略）	災害対策 基本法改正に伴う 避難情報の変更による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
143	11.2.1 道路の被害状況等を調査する <u>警察署長、高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）</u>は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、道路の被害状況等を調査する。	11.2.1 道路の被害状況等を調査する <u>警察</u>は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、道路の被害状況等を調査する。	担当の修正
143	11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する <u>警察署長等</u>は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路指定予定路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。	11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する <u>警察</u>は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路指定予定路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。	担当の修正
143	（災害対策交通規制（交通量が少ない場合）） 規制の方法は、交通量が多い場合に準じて行うほか、次の事項に留意する。 ア 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。 イ 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。 <u>ウ 車両を用いて避難することが予想されるので、車両による避難は絶対にやめさせる。</u>	（災害対策交通規制（交通量が少ない場合）） 規制の方法は、交通量が多い場合に準じて行うほか、次の事項に留意する。 ア 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。 イ 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。 <u>（削除）</u>	避難方法の変更による修正
143	（標示の設置） ア 災害対策基本法・・・標示を設置して行う。 イ う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。 ウ 「緊急通行車両以外の車両の通行止」の標示は、<u>警察本部や警察署</u>にあらかじめ備え付けておく。	（標示の設置） ア 災害対策基本法・・・標示を設置して行う。 イ う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。 ウ 「緊急通行車両以外の車両の通行止」の標示は、<u>警察施設</u>にあらかじめ備え付けておく。	施設の修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由
144	11.2.4 う回路の設定・誘導をする <u>警察本部長</u>は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。	11.2.4 う回路の設定・誘導をする <u>警察</u>は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。	担当の修正
144	11.2.6 道路交通法に基づく交通規制実施をする <u>警察署長等</u>は、災対法交通規制が解除された場合は、必要により道路交通法に基づく交通規制を実施する。	11.2.6 道路交通法に基づく交通規制実施をする <u>警察</u>は、災対法交通規制が解除された場合は、必要により道路交通法に基づく交通規制を実施する。	担当の修正
144	11.4.4 交通情報板、広報車等により交通情報を広報する 交通情報板、広報車、<u>交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊、警察署の</u>パトカーなどにより交通情報を広報する。	11.4.4 交通情報板、広報車等により交通情報を広報する 交通情報板、広報車、<u>(削除)</u>パトカーなどにより交通情報を広報する。	担当の修正
176	17.8.5 建築物の解体に際し、ＰＣＢやアスベストの飛散・ばく露による環境汚染を防止する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は、ＰＣＢ使用電気機器を保有する建築物や<u>アスベストを吹き付け施工された</u>建築物の解体に際しては、「災害廃棄物処理計画」に示す関連ガイドライン、マニュアル等を活用し、適切な処理の実施に向けた指導を行う。	17.8.5 建築物の解体に際し、ＰＣＢやアスベストの飛散・ばく露による環境汚染を防止する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は、ＰＣＢ使用電気機器を保有する建築物や<u>アスベストが使用された</u>建築物の解体に際しては、「災害廃棄物処理計画」に示す関連ガイドライン、マニュアル等を活用し、適切な処理の実施に向けた指導を行う。	大気汚染防止法改正による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行	修 正 案	修正理由																						
204	第２３節 災害救助法の適用 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">23.1 <u>被害の認定を行う</u></td><td>区本部，消防 部予防調査班</td><td>(1) 原則 <u>(追記)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する</td></tr><tr><td rowspan="3">本部事務局</td><td>23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する</td></tr><tr><td>(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	23.1 <u>被害の認定を行う</u>	区本部，消防 部予防調査班	(1) 原則 <u>(追記)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u>			2３節 災害救助法の適用 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">23.1 <u>災害救助法の適応を判断する</u></td><td>区本部，消防 部予防調査班</td><td>(1) 原則 <u>(災害救助法第２条第１項)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する</td></tr><tr><td rowspan="3">本部事務局</td><td>23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する</td></tr><tr><td>(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第２条第１項)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u> (3) <u>災害が発生するおそれがあるとき (災害救助法第２条第２項)</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	23.1 <u>災害救助法の適応を判断する</u>	区本部，消防 部予防調査班	(1) 原則 <u>(災害救助法第２条第１項)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第２条第１項)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u> (3) <u>災害が発生するおそれがあるとき (災害救助法第２条第２項)</u>			災害救助法の一部改正による修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																							
23.1 <u>被害の認定を行う</u>	区本部，消防 部予防調査班	(1) 原則 <u>(追記)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する																							
	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する																							
		(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(追記)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>本部長に災害救助法適用見込みを報告する</u> <u>(追記)</u> 23.1.7 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u>																							
応急対策項目	担当	分 担 内 容																							
23.1 <u>災害救助法の適応を判断する</u>	区本部，消防 部予防調査班	(1) 原則 <u>(災害救助法第２条第１項)</u> 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する																							
	本部事務局	23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告する																							
		(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき <u>(災害救助法第２条第１項)</u> 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.6 <u>被害状況を内閣府に報告する</u> <u>(追記)</u> (3) <u>災害が発生するおそれがあるとき (災害救助法第２条第２項)</u>																							

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防1-3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
		23.1.7 災害救助法適用を判断する 23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する	
212	25-1.1.5 危険予防措置する 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	25-1.1.5 危険予防措置を行う 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	字句修正
204	23.1 被害の認定を行う (1) 原則 (追記)	23.1 災害救助法の適用を判断する (1) 原則 (災害救助法第2条第1項)	災害救助法の一部改正による修正
206	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき (追記) 23.1.5 災害救助法適用 (追記) 見込みを判断する (本部事務局) 23.1.6 本部長に災害救助法適用見込みを報告する (本部事務局) 本部事務局は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。 (追記) 23.1.7 被害状況を内閣府に報告する (本部事務局) 本部事務局は、被害状況を内閣府に報告する。	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき (災害救助法第2条第1項) 23.1.5 災害救助法適用 (法第2条第1項) 見込みを判断する (本部事務局) 23.1.6 被害状況を内閣府に報告する (本部事務局) 本部事務局は、被害状況を内閣府に報告する。 (3) 災害が発生するおそれがあるとき (災害救助法第2条第2項) 23.1.7 災害救助法適用を判断する (本部事務局) 災害が発生するおそれがある段階に、国の災害対策本部におい	災害救助法の一部改正による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1－3

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>（追記）</u>	<u>て、「被災するおそれのある都道府県」として京都府が告示されたとき、本部事務局は、早期避難の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助が必要かどうか判断する。</u> <u>23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する（本部事務局）</u> <u>本部事務局は、避難に関する情報を内閣府に報告する。</u>	
206	23.3 災害救助を実施する 23.3.1 災害救助を実施する（各部、区本部） 各部、区本部は、京都市災害救助法施行細則第２条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助を実施する。同範囲内での救助が困難な特別の事情があるときは、本部事務局に協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。 <u>（追記）</u>	23.3 災害救助を実施する 23.3.1 災害救助を実施する（各部、区本部） 各部、区本部は、京都市災害救助法施行細則第２条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助を実施する。同範囲内での救助が困難な特別の事情があるときは、本部事務局に協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。 <u>なお、災害が発生するおそれがある段階での救助については、避難所の設置及び要配慮者の避難のための輸送に限られる。また、実際に災害が発生しない場合は、災害の発生のおそれがなくなったとして、災害救助法第2条第2項の適用を終了し、実際に災害が発生した場合には、災害救助法第2条第2項の適用終了と同時に、災害救助法第2条第1項の適用を決定する。</u>	災害救助法の一部改正による修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1－3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																												
212	25-1. 2. 3 復旧資材を確保する 予備品，貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする資材は，現地調達，他支社間の流用，他電力会社等からの融通により，可及的速やかに確保する。輸送については <u>請負会社</u> の車両，舟艇，ヘリコプター等により行う。	25-1. 2. 3 復旧資材を確保する 予備品，貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする資材は，現地調達，他支社間の流用，他電力会社等からの融通により，可及的速やかに確保する。輸送については <u>協力会社</u> の車両，舟艇，ヘリコプター等により行う。	字句修正																												
243	(調整チームの構成) <table><tr><td colspan="2">事務局</td><td>調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)</td></tr><tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部医療調整班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部総務班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>避難対策用</td><td>区本部, 関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>応急・<u>復旧用</u></td><td>文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr></table>	事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)	用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部総務班，関係部，関係機関等	避難対策用	区本部, 関係部，関係機関等	応急・ <u>復旧用</u>	文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班，関係部，関係機関等	復興拠点用	都市計画部住宅班，関係部，関係機関等	(調整チームの構成) <table><tr><td colspan="2">事務局</td><td>調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)</td></tr><tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部医療調整班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部総務班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>避難対策用</td><td>区本部, 関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>応急・<u>復旧対策用</u></td><td>文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr><tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr></table>	事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)	用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部総務班，関係部，関係機関等	避難対策用	区本部, 関係部，関係機関等	応急・ <u>復旧対策用</u>	文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班，関係部，関係機関等	復興拠点用	都市計画部住宅班，関係部，関係機関等	字句修正
事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)																													
用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部総務班，関係部，関係機関等																													
	避難対策用	区本部, 関係部，関係機関等																													
	応急・ <u>復旧用</u>	文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等																													
	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班，関係部，関係機関等																													
	復興拠点用	都市計画部住宅班，関係部，関係機関等																													
事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)																													
用途別	緊急対策用	保健福祉部医療調整班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部総務班，関係部，関係機関等																													
	避難対策用	区本部, 関係部，関係機関等																													
	応急・ <u>復旧対策用</u>	文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等																													
	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班，関係部，関係機関等																													
	復興拠点用	都市計画部住宅班，関係部，関係機関等																													
252	30. 2 水防警報等を受信・伝達する (略) (2) 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報 (国土交通省が大阪管区气象台と共同して発表する洪水予報の指定河川) 淀川幹川 宇治川 左岸 宇治市宇治 <u>塔之川</u> 36 番の 2 地先 右岸 宇治市宇治 <u>大字紅斎</u> 25 番の 8 淀川支川 桂川下流 右岸 西京区嵐山元 <u>緑</u> 山町国有林 <u>3 8</u> 林班ル小班地先	30. 2 水防警報等を受信・伝達する (略) (2) 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報 (国土交通省が大阪管区气象台と共同して発表する洪水予報の指定河川) 淀川幹川 宇治川 左岸 宇治市宇治 <u>塔川</u> 36 番の 2 地先 右岸 宇治市宇治 <u>紅斎</u> 25 番の 8 <u>地先</u> 淀川支川 桂川下流 右岸 西京区嵐山元 <u>録</u> 山町国有林 <u>38</u> 林班ル小班地先	字句修正																												

令和3年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防1-3

頁	現 行						修 正 案						修正理由				
252	(水防警報の発表時期)						(水防警報の発表時期)						基準の見直しによる修正				
	河川名	観測所	第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除	河川名	観測所	第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除					
	淀川幹川	向島	<u>氾濫注意 水位を越 す 8時間前</u>	氾濫注意 水位を越 す 6時間前	氾濫注意 水位を越 す 2時間前	水防活動 の 終わると き	淀川幹川	向島	<u>水防団待 機水位を 超過（天 ヶ瀬ダム の予備放 流、後期 放流を除 く）</u>	氾濫注意 水位を越 す 3時間前	氾濫注意 水位を越 す 2時間前	水防活動 の 終わると き					
	支川木津 川	加茂					支川木津 川	加茂	<u>水防団待 機水位を 超過</u>								
	支川桂川	桂					支川桂川	桂									

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防１－３

頁	現 行		修 正 案		修正理由
254	(水防警報)		(水防警報)		基準の見直しによる修正
	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として <u>気象情報</u> に基づいて行う。	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として <u>気象予警報等及び河川状況等</u> に基づいて行う。	
	準備	水防資材の点検，水こう門等の開閉準備，水防要員の召集準備，巡視，幹部の出動等に対するもので，主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	準備	水防資材の点検，水こう門等の開閉準備，水防要員の召集準備，巡視，幹部の出動等に対するもので，主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	
	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので，上流の雨量又は水位に基づいて行う。	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので，上流の雨量又は水位に基づいて行う。	
	解除	水防活動終了の通知を行う。	解除	水防活動終了の通知を行う。	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

防 1 - 3

頁	現 行	修 正 案	修正理由																														
290	第 8 節 保健衛生活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">15.2 「食の安心安全対策」の実施</td><td>保健福祉部 衛生班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>区本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健福祉部 <u>衛生班</u>, 区本部</td><td>15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)	区本部	(略)	保健福祉部 <u>衛生班</u> , 区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理	(略)	(略)	第 8 節 保健衛生活動 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">15.2 「食の安心安全対策」の実施</td><td>保健福祉部 衛生班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>区本部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健福祉部 <u>(衛生班, 保健班)</u>, 区本部</td><td>15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)	区本部	(略)	保健福祉部 <u>(衛生班, 保健班)</u> , 区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理	(略)	(略)	担当の修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)																															
	区本部	(略)																															
	保健福祉部 <u>衛生班</u> , 区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理																															
	(略)	(略)																															
応急対策項目	担当	分 担 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
15.2 「食の安心安全対策」の実施	保健福祉部 衛生班	(略)																															
	区本部	(略)																															
	保健福祉部 <u>(衛生班, 保健班)</u> , 区本部	15.2.6 集団食中毒発生時の対応を行う 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う 15.2.8 炊き出し等の衛生管理																															
	(略)	(略)																															
292	15.2 「食の安心安全対策」の実施 (略) 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う（保健福祉部衛生班 <u>(追記)</u>, 区本部） 保健福祉部<u>衛生班</u>, 区本部は、水や食料品の供給状況の把握とともに、特別用途食品やアレルギー対応食品等の調達・調整を行う。 また、避難所における食事の工夫や配給食材の調達の工夫を行うとともに、要配慮者への対応を行う。	15.2 「食の安心安全対策」の実施 (略) 15.2.7 栄養・食生活の支援を行う（保健福祉部 <u>(衛生班, 保健班)</u> 区本部） 保健福祉部 <u>(衛生班, 保健班)</u>, 区本部は、水や食料品の供給状況の把握とともに、特別用途食品やアレルギー対応食品等の調達・調整を行う。 また、避難所における食事の工夫や配給食材の調達の工夫を行うとともに、要配慮者への対応を行う。	担当の修正																														